

琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 本協議会は、大津市、草津市、守山市、栗東市、**野洲市中主町及び野洲町**を対象として、専門的な学識経験等に基づく助言をいただきながら、琵琶湖沿岸及び野洲川**等**の洪水被害の回避・軽減を目指し、流域の住民自らが被害を回避・軽減できるような各種の流域対策について検討を行うものとする。

(協議会)

第 3 条 協議会には会長を置き、それぞれの委員の互選によって、これを定めるものとし、協議会の委員構成は別紙のとおりとする。

2 会長は、会務を総括する。

3 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会長は、協議会の下部組織として、行政機関の担当者によるワーキンググループを設けることができる。

5 行政委員は、出席できない場合は、代理を立てることとする。

(事務局)

第 4 条 協議会の事務局は、国土交通省琵琶湖河川事務所調査課、滋賀県土木交通部河港課**及び流域治水政策室**に置く。

2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 8 月 3 日から施行する。

この規約は、平成 19 年 12 月 6 日に改訂

赤字：修正箇所

委員構成

(学識者：五十音順、市：市町コード順、敬称略)

区分	所属	官職	氏名	備考	
学識委員	京都大学大学院農学研究科 (分野：水資源利用工学)	教授	かわち としひこ 河地 利彦		
	京都大学防災研究所 (分野：洪水災害)	教授	たから かおる 寶 馨	会長	
	京都大学防災研究所 (分野：地域・都市計画)	教授	た た の ひろかず 多々納 裕一		
行政委員	大津市	副市長	きとう けん 佐藤 賢		
	草津市	副市長	やまざき かんじ 山崎 寛治		
	守山市	副市長	まつむら しげる 松村 茂		
	栗東市	副市長	なかむら ようぞう 中村 洋三		
	野洲市	副市長	かわじり りょうじ 川尻 良治		
	水資源機構	琵琶湖開発総合管理所	所長	きくち すずむ 菊池 進	
	国土交通省	琵琶湖河川事務所	所長	つもり ジュン 津森 ジュン	(事務局)
	滋賀県	政策調整部地域振興課	課長	ナカジマ ヨシタツ 中嶋 良立	
		県民文化生活部防災危機 管理局	副局長	ヤブウチ ヘイゾウ 藪内 平蔵	
		琵琶湖環境部水政課	課長	ヤスタ マサオ 安田 全男	
		農政水産部農政課	課長	ヤマオカ カズシ 山岡 和士	
		農政水産部耕地課	課長	マツムラ シンゾウ 松村 真三	
		農政水産部農村振興課	課長	カワサキ ケンシロウ 川崎 健志郎	
		土木交通部河港課	技監	セタ マサリ 勢田 昌功	(事務局)
		土木交通部流域治水 政策室	室長	ナカタニ ケイゴウ 中谷 恵剛	(事務局)
		土木交通部都市計画課	課長	ナカムラ デン イチロウ 中村 傳一郎	
	土木交通部住宅課	課長	ヤマダ ヒロウエモン 山田 兵右衛門		
	土木交通部建築課	課長	ウメカゲ ヨシアキ 梅影 義明		

平成19年12月6日現在